



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 23 日 (金)
第 8 3 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	環境美化促進地区の指定の一部改正（3件）（179～181）（循環型社会推進課）・・・・・・・・ 2
	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律による指定検査機関の変更の届出 （182）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	特定計量器の定期検査の実施（183）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	保安林の指定予定（184）（森林・林業総室）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 （185）（中部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	指定居宅介護支援事業者の廃止の届出（186）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第179号

平成 9 年鳥取県告示第766号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後			改 正 前		
(1) 指定する地区			(1) 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
			岩美町鴨が磯・城原地区	岩美町	1 県道網代港岩美停車場線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字 網代 635 地先 終点 岩美郡岩美町大字 田後 574-1 地先 2 1 に接する鴨が磯展望駐車場及び城原駐車場
			岩美町浦富地区	岩美町	1 県道網代港岩美停車場線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字 浦富 3189-26 地先 終点 岩美郡岩美町大字 浦富 2475-14 地先 2 岩美郡岩美町大字浦富の一部（荒砂神社周辺の区域）
			岩美町岩井温泉地区	岩美町	1 町道岩井中央線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字 岩井 169-1 地先 終点 岩井大橋 2 町道宇治岩井線の次の区間 起点 町道岩井中央線 終点 岩美郡岩美町大字 宇治 461-2 地先 3 町道岩井平和橋線の次の区間 起点 町道岩井中央線 終点 平和橋

若桜町若桜駅前周辺地区	若桜町	1 八頭郡若桜町大字若桜の一部（若桜駅前広場の区域）	若桜町若桜駅前周辺地区	若桜町	4 町道岩井 3 号線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字岩井 515 地先 終点 町道岩井平和橋線
		2 町道屋堂羅 1 号線の次の区間 起点 若桜駅 終点 国道 29 号			5 4 に接する蒲生川
		3 県道若桜停車場線の次の区間 起点 若桜駅 終点 八頭郡若桜町大字若桜 393 地先			1 八頭郡若桜町大字若桜の一部（若桜駅前広場の区域）
略			略		
(2) 略			(2) 略		

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

鳥取県告示第180号

平成10年鳥取県告示第589号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後			改正前		
(1) 指定する地区			(1) 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
			岩美町大羽尾・小羽尾・陸上地区	岩美町	1 県道大羽尾小羽尾線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字大羽尾193地先 終点 国道178号 2 国道178号の次の区間 起点 県道大羽尾小羽尾線 終点 岩美郡岩美町大字小羽尾42-2 地先

南部町緑水湖地区	南部町	1 国道180号の次の区間 起点 日南町との境界 終点 西伯郡南部町能竹428-2地先 2 町道緑水湖線の次の区間 起点 西伯郡南部町上中谷2570-2地先 終点 西伯郡南部町下中谷359-3地先 3 1及び2に接する駐車場及び待避所	南部町緑水湖地区	南部町	起点 岩美郡岩美町大字陸上999-3地先 終点 兵庫県との県境 3 町道陸上中央線の次の区間 起点 岩美郡岩美町大字小羽尾42-2地先 終点 岩美郡岩美町大字陸上999-3地先 4 2及び3に接する展望駐車場 1 国道180号の次の区間 起点 日南町との境界 終点 西伯郡南部町能竹428-2地先 2 町道緑水湖線の次の区間 起点 西伯郡南部町上中谷2570-2地先 終点 西伯郡南部町下中谷359-3地先 3 1及び2に接する駐車場及び待避所
(2) 略			(2) 略		

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

鳥取県告示第181号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後			改正前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
境港市水木しげるロード地区	境港市	1 市道境港駅岬町線の次の区間 起点 県道境港停車場線 終点 境港市本町29-2地先 2 県道境港停車場線の全	境港市水木しげるロード地区	境港市	1 市道境港駅岬町線の次の区間 起点 県道境港停車場線 終点 境港市本町29-2地先 2 県道境港停車場線の全

<p style="text-align: center;">線</p> <p style="text-align: center;">3 境港市大正町の一部 (境港駅前広場の区域)</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">線</p> <p style="text-align: center;">3 境港市大正町の一部 (境港駅前広場の区域)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">岩美郡岩美町大字大谷の一部</td> <td style="width: 33%;">岩美町</td> <td style="width: 33%;">岩美郡岩美町大字大谷の一部</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	岩美郡岩美町大字大谷の一部	岩美町	岩美郡岩美町大字大谷の一部	略		
岩美郡岩美町大字大谷の一部	岩美町	岩美郡岩美町大字大谷の一部					
略							

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

鳥取県告示第182号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）第 24 条第 2 項の規定に基づき、指定検査機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定検査機関の名称
財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- 2 変更する事項
指定検査機関の名称
変更前 財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
変更後 公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会
- 3 変更年月日
平成 24 年 4 月 1 日

鳥取県告示第183号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 24 年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
東伯郡湯梨浜町	平成 24 年 5 月 17 日（木）	午後 1 時から 午後 3 時まで	東伯郡湯梨浜町大字泊 1204-1 湯梨浜町中央公民館泊分館
〃	平成 24 年 5 月 21 日（月）	〃	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 584 ハワイアロハホール
〃	平成 24 年 5 月 23 日（水）	〃	東伯郡湯梨浜町大字龍島 500 湯梨浜町役場東郷支所

東伯郡三朝町	平成24年 5 月 25 日 (金)	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999- 2 三朝町総合文化ホール
--------	--------------------	---	--------------------------------

鳥取県告示第184号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
西伯郡大山町小竹字上家ノ上1128
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第185号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	グループホーム敬仁 会館	倉吉市上井19- 1	共同生活介護、 共同生活援助	平成24年 3 月 1 日

鳥取県告示第186号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 3 月23日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
社会福祉法人米子市社会福祉協議会	社会福祉法人米子市社会福祉協議会よどえ居宅介護支援事業所	米子市錦町一丁目139-3	平成24年 3 月14日